

発電側課金に係る検討について

第72回 制度設計専門会合 事務局提出資料

2022年4月21日



1. 発電側課金に係る検討状況について

- 発電側課金については、①送配電網の効率的利用の促進並びに②送配電関連費の回収の確実性の担保及び公平な負担を制度趣旨として、新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度)の導入に合わせ、2023年度からの導入を目指し、詳細設計を進めてきたところ。
- その後、再生可能エネルギー(以下「再エネ」)の主力電源化や基幹送電線利用ルールの見直 し方針が打ち出される等、電力業界を取り巻く環境は大きく変化。2021年10月に閣議決定され た第6次エネルギー基本計画(以下「第6次エネ基」)においては、「S+3 Eを大前提に再生 可能エネルギーに最優先の原則で取り組むという方針の下、円滑な導入に向けて、導入の要 否を含めて検討」とその記載ぶりが変更となった。
- そうした情勢の変化を踏まえ、再工ネに対する発電側課金の在り方や負担調整の在り方等について、改めて検討する必要があるとの趣旨の下、2021年12月に資源エネルギー庁にて開催された再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(以下「大量小委」)において、「発電側課金を含めた送配電関連の費用回収の在り方については、2024年度を念頭に、できる限りの早い実現に向けて、関係審議会等において検討を行い、2022年中に結論を得ること」とされた。なお、議論に際しては、委員やオブザーバーから、導入に慎重な意見もあったが、早急に導入すべきといった意見も複数挙げられた。
- こうした中、当委員会としても、第6次エネ基の方針と照らし合わせたうえで、S+3Eを大前提とした再エネ最優先の原則の下、発電側課金の円滑な導入に向けて、その導入意義や導入要否について、改めて整理を行いたい。

(参考) 発電側課金の導入趣旨

(3)発電側基本料金の導入趣旨

- 送配電設備の増強要因の変化にもかかわらず、現行の託送料金制度は、発電事業者が託送料金を負担しない構造。このため、現行の託送料金制度における「起因者及び 受益者負担」の原則の考え方に基づき、新たに以下のとおりとする。
 - ① 託送料金の一部について発電事業者に負担を求めることとし、
 - ②系統の整備費用に与える影響の大きさに応じて課金額に差をつける
- これにより、
 - ① 発電事業者にネットワークコストを意識した事業展開を促すことで、送配電設備に要する費用を抑制しつつ、
 - ②公平かつ回収確実性の高い託送料金制度のもとで、再エネ主力電源化に向けた系 統増強を効率的かつ確実に行い、再エネの導入拡大を実現する。
- あわせて、発電側基本料金の導入を前提に、系統増強のきっかけを作った発電事業者が多額の費用を負担する仕組みを大きく改善し、エリア全体で負担する仕組みとした。

〈導入後〉 託送料金の一部について発電事業者に負担を求める(託送料金の総額は不変)



(参考)発電側課金の概要(これまでの検討経緯)

2021年5月12日 第32回再生可能 エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料1 一部改変

2016年7月 ~2018年6月	電取委の審議会(制度設計専門会合及び「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG」)において発電側課金導入についての議論を開始
2018年6月	検討の結果、電取委が、発電設備設置者に「送配電設備の受益に応じた負担」を 求めること等を内容とする「中間とりまとめ」を公表し、同月27日、経済産業大臣に 建議
2018年7月	エネルギー基本計画の中で発電側課金の導入を閣議決定
2019年9月 ~2020年3月	発電側課金の詳細設計について電取委の制度設計専門会合で審議
2020年7月	梶山大臣より基幹送電線ルールの見直しと整合的な仕組みとなるよう見直し指示
2020年12月 ~2021年10月	発電側課金の見直しについて電取委の制度設計専門会合で審議
2021年10月	エネルギー基本計画の記載ぶり変更
2021年12月	資源エネルギー庁の審議会(大量小委)において審議。発電側課金を含めた送

配電関連の費用回収の在り方について、本年中に結論を得ることとされた。

(参考) エネルギー基本計画における記載内容

● 第6次エネ基においては、以下のとおり書きぶりが変更となった。

<第6次エネルギー基本計画(2021年10月21日閣議決定)(関係箇所抜粋)>

これらのネットワーク増強等について効率化を促しつつ、必要な費用を公平に確保していくため、2023年度に託送料金制度を見直し、レベニューキャップ制度を導入するとともに、**S+3Eを大前提に再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組むという方針**の下で、**発電側課金制度の円滑な導入に向けて、導入の要否を含めて引き続き検討を進める。**なお、託送料金の仕組みを活用し、原子力事故に係る賠償への備えに関する負担や廃炉に関する会計制度措置を講じているところであり、こうした自由化後の公益的課題に対する費用回収の取組も着実に進める。

<第5次エネルギー基本計画(2018年7月3日閣議決定)(関係箇所抜粋)>

さらに、発電設備設置者もネットワークコストを意識した事業展開を行うためのインセンティブ・選択肢を確保する。具体的には、既に導入済みの系統増強における一部特定負担方式に加え、発電側課金等を導入するとともに、一般負担上限の見直しを行う等、系統を効率的に活用するための仕組みを導入する。

(参考) 2021年12月大量小委における記載内容

次世代ネットワークの構築に要する費用の回収方法①

- 次世代ネットワークの構築費用は、送配電網を利用する対価である託送料金を通じて 回収されるほか、昨年成立したエネルギー供給強靱化法により、再エネ導入拡大に関連 する費用については、再エネ賦課金を活用した交付金を充当することが可能となった。
- 託送料金と再エネ賦課金を活用した交付金の具体的な負担割合は、今後、個別の送配電網増強プロジェクトごとに、費用便益評価を行う中で、燃料費削減効果やCO2削減効果等を踏まえて決定されることとなる。
- そうした中で、託送料金制度については、必要な投資の確保とコスト効率化の両立を目指し、2023年度から、一般送配電事業者が、一定期間ごとに、収入上限(レベニューキャップ)を算定し承認を受ける、新たな制度が導入されることとなっている。
- これにあわせて、これまで小売電気事業者が全額負担してきた託送料金の一部について、 発電事業者に一定の負担を求める発電側課金の導入を図るべく、電力・ガス取引監視 等委員会において制度の詳細について検討が行われ、具体的な制度見直しについて、 2018年6月、経済産業大臣に対する建議が行われた。さらに、基幹送電線利用ルール の抜本的見直しを踏まえ、発電電力量kWhも考慮した課金に見直すなどの工夫も重ね てきたところである。
- その後、なお残る論点として、FIT再エネ電源に対する調整措置の在り方について、本委員会において議論が行われ、既認定案件に対する事後的な負担増や、調整措置を実施した場合の国民負担増を懸念する御意見等をいただいている。

(参考) 2021年12月大量小委における記載内容

次世代ネットワークの構築に要する費用の回収方法②

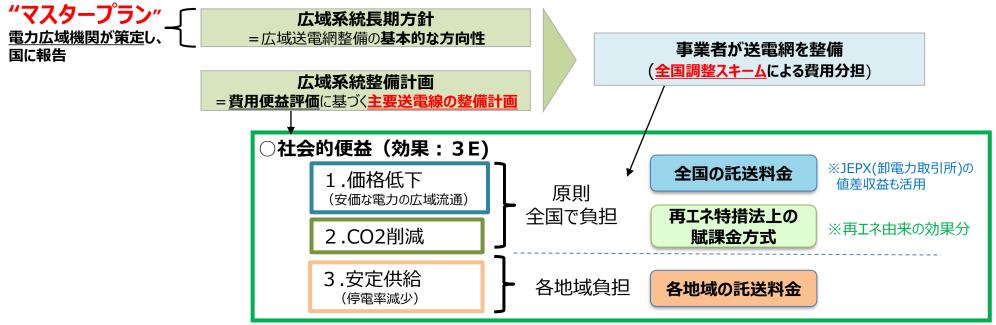
- 一方で、昨年来、カーボンニュートラル宣言や2030年度の温室効果ガス46%削減目標等により、エネルギーを取り巻く情勢に以下の変化が生じている。
 - エネルギー基本計画における再エネ目標の大幅な引上げ
 - 再エネの導入拡大における非FIT電源の重要性の高まり
 - 再エネ導入拡大に向けた次世代ネットワークの検討(マスタープラン中間整理)
- このような情勢変化も踏まえ、本年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、 発電側課金については、その円滑な導入に向けて、「導入の要否を含めて引き続き検討 を進める」とされた。
- 今後、エネルギー基本計画に基づき再エネの導入を加速化する中で、太陽光や風力等の再エネに新たな負担を求める発電側課金の円滑な導入に向けては、既設のFIT再エネ電源や非FIT/卒FIT電源に対する発電側課金の在り方や負担調整の在り方等について、エネルギーを取り巻く情勢変化を踏まえてあらためて整理を行う必要がある。
- 同時に、送配電網の増強費用等、再エネの導入拡大に伴い増大する送配電関連費用の安定的かつ確実な回収に向けて、再エネ賦課金を活用する新たな交付金制度を通じた費用回収と、新たな託送料金制度(レベニューキャップ)を通じた費用回収のあるべき姿について、あらためて検討する必要がある。
- このため、発電側課金を含めた送配電関連の費用回収の在り方については、2024年度を念頭に、できる限り早期の実現に向けて、上記諸課題について関係審議会等において検討を行い、2022年中を目途に結論を得ることとしてはどうか。

(参考) 系統増強や調整力等の確保とこれら費用負担の在り方の検討

2022年4月7日 第38回再生可能 エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料1 抜粋

- 全国大でプッシュ型の系統増強を進める中、これを促すため、2020年のエネルギー強靱化法改正により、広域連系系統については全国で広く費用を負担することとした。現在、マスタープランに基づき、広域連系系統の増強を検討中。
- 今後、こうした系統増強に加え、変動再エネや非同期電源の導入拡大に伴い調整力等の確保も 重要となる。これまでは再エネの導入量に応じて、エリア間でこうした費用負担の偏りがあった。
- 今後、全国大で再工ネの大量導入を進めるため、増強が必要となる系統や確保すべき調整力等
 <u>の整理</u>を進めるとともに、その便益が及ぶ範囲などを踏まえ、費用負担の在り方を検討してはどうか。

マスタープランに基づく設備増強と費用負担(賦課金方式の適用範囲)



2. 第6次エネ基と発電側課金

- ●第6次エネ基においては、S+3Eの原則を大前提に、再エネの最大限導入に向けた最優先の原則での取組が求められているところ。
- ●具体的には、第6次エネ基における2030年度エネルギーミックスにおいて、**再エネの導入量については、特に自然変動電源(太陽光発電・風力発電)において野心的な目標が掲げられており**、その目標に向けて、改正温対法に基づく再エネ促進区域の設定による太陽光・陸上風力の導入拡大や再エネ海域利用法に基づく洋上風力の案件形成の加速などに取り組むこととされている。
- ●一方で、発電側課金の制度趣旨も、第6次エネ基における再エネ主力電源化に向けて、必要となる送電設備の増強や維持・運用を効率的かつ確実に進めるとともに、再エネを含めた電源による効率的な系統利用の促進に資するものであるから、再エネ最優先の原則を踏まえ、当専門会合としては、発電側課金を再エネの導入拡大に資する施策として検討するものであると考えている。
- ●上記整理を踏まえると、当専門会合としては、第6次エネ基において明記された、「発電側課金の円滑な導入」の観点からも、太陽光発電や風力発電等といった一部電源については、発電側課金において一定程度の配慮を行うことも考えられるものの、発電側課金の制度趣旨・効果は現在のエネルギー政策の措置内容・方向性と整合的であると考えている。

3. 発電側課金に係る今後の検討について

- 発電側課金の検討開始時と比べると、エネルギー政策含めた電力業界を取り巻く環境は大きく変化している。
- そうした中、当専門会合としては、発電側課金は、2. にて述べたように制度の在り方については、一定程度の配慮を行うことも考えられるものの、その制度趣旨・効果は現在のエネルギー政策とも整合的であり、発電側課金の導入意義はあると考えている。
- さらに、2023年度より導入される新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度)と連動しつつ、再エネの導入拡大に伴い増大する送配電関連費用の安定的かつ確実な回収という観点からも、エネ基ひいてはマスタープランの着実な実施に向けた費用回収の手段としても、発電側課金の効果は期待できると考えられる。
- 当該整理を踏まえると、引き続き、関連審議会等にて、発電側課金を含めた送配電関連の費用回収の在り方に係る検討を進めていくことが妥当であると考えられる。